

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	京極運輸商事株式会社			コード	9073
提出日	2020/7/2	異動（予定）日	2020/6/26		
独立役員届出書の提出理由	新たに市川静代が社外監査役に就任し、独立役員として指定するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	増山 治一郎	社外取締役	○													○	有
2	免出 一郎	社外監査役	○							△							有
3	市川 静代	社外監査役	○													○	新任
4																	
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		増山治一郎氏は、長年にわたる物流業界での、取締役として幅広い知識を有していることから、それらの知見に基づき当社の経営を分析、改善していただけるものと判断しております。また、同氏は独立性基準に抵触しておらず、独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生ずる恐れはないと判断し、独立役員として選任しております。
2	三菱UFJ信託銀行株式会社で、2015年5月まで執行役員不動産部長に就任しておりました。	免出一郎氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験から幅広い知見を有し、客観的立場から当社の経営を監査していただけるものと判断しております。また、同氏は独立性基準に抵触しておらず、独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生ずる恐れはないと判断し、独立役員として選任しております。
3		市川静代氏は、弁護士としての専門的なキャリアと見識を有していることから、当社の経営を監査していただけるものと判断し、選任しております。また、同氏は独立性基準に抵触しておらず、独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生ずる恐れはないと判断し、独立役員として選任しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。